

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和2年9月4日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議案 第 27 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案 第 30 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和2年9月4日(金)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	13名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	4番 米澤 陽一
	5番	住田 賀津彦	6番 関口 卓司
	7番	大崎 章博	8番 金坂 隆男
	9番	高橋 順子	10番 松田 治之
	12番	谷越 彦茂	13番 石坂 誠一
5. 総会に欠席した農業委員の数	1名		
	11番	北田 直喜	
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	1名		
	上中島地区 石川 道範		
7. 議事録署名委員			
	5番	住田 賀津彦	6番 関口 卓司
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	山本 浩司	庶務係長 明石 主計
	主任	井口 健太郎	主事 岡崎 哲也
	主事	横田 悠介	

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和2年度9月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、5番住田委員、6番関口委員にお願いいたします。

議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

議案書2ページ目をご覧ください。

今月の申請は1件1筆です。上中島地区の案件で面積が435㎡で

す。

それでは3ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第27号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

す。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 譲渡人は91歳と高齢で、農地管理ができないということで今回の申請になりました。譲受人は62歳で今後も農作業に従事できるかと思

います。

議長： ただいま3条について、事務局並びに担当確認委員から説明がありました

りましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願

います。

4番： 議案書の地図にある譲受人宅名と譲受人と名前が異なりますが、

関係性はあるのでしょうか。

8番： 親子で譲受人が子です。

議長： その他に意見はありませんか。

(「無し」の声あり)

議長： それでは申請通り許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第27号は許可決定いたします。

議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利

用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地

利用集積計画の決定について説明いたします。魚津市長より令和2年8月28日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。5ページをご覧ください。

今月の案件は1議案1件で、2筆2,013㎡、当事者間で利用権設定をする相対契約です。新規の相対契約になりますが、今年の春までは農協仲介による利用権を設定しておりました。更新にあたり、相対契約を結ばれました。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

議長： 特に無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第28号は決定いたします。

議案第29号遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第29号遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局より説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。

本件は対象地の登記名義人が亡くなられており、相続放棄されていることを確認しております。よって、今後は所有者不明農地として県知事裁定により利用権設定ができるよう手続きを進めていきます。その際に、対象地の登記地目が原野となっていることから、現況が農地であるか否かを皆様にお諮りします。

【議案第29号 議案書等をもとに説明】

農地法の運用における現況農地の基準から判断すると、本件は農地に該当するものと考えられます。

議長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

8番： 所有者がいない状態になると思いますが、土地改良区の賦課金は誰が支払うのでしょうか。

事務局： 利用権設定の手続きを進める際に確認したいと思います。

議長： その他に意見はありませんか。

(「無し」の声あり)

議長： それでは原案通り農地と判断してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第29号は原案通り決定します。
これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： 非農地通知について（令和2年8月分）
農振除外（令和2年7月受付分）について
令和2年度農地パトロールについて
新型コロナウイルスの影響をうけた方への「農地等の賃貸借に係る家賃支援給付金」について
令和2年7月豪雨災害義援金の募集について
農業委員等の名刺・表札について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時55分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第27号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 岡崎 哲也
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>今回の申請地は現在遊休農地となっている。申請地の隣接農地は、譲受人の自作地でありネギ、トマト、スイカなど野菜を耕作している。申請地の所有権移転後は、隣接地と合わせて野菜を耕作する。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。</p> <p>なお、8月27日、農地パトロールに際して現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない